

令和2年度秋冬公開講座の実施方針

1 実施方針

- (1) 令和2年度秋冬公開講座は、対面授業での実施を原則とする。ただし、徳島大学新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画で定めるBCPのレベル(以下「BCPレベル」という。)に応じて、休止又は遠隔授業等に変更して実施する。

| 徳島大学 新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画 (BCP) | | 人と地域共創センター秋冬公開講座 | |
|-----------------------------------|---|--|--|
| レベル | 状況 | 講座の実施方法 | 受講生のセンター立入 |
| 0 | 平常時（全国的にほぼ収束した状況） | 対面授業 | 可 （状況に応じて感染措置を講じる） |
| 1 | 徳島県内及び近隣の府県（大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県）で感染拡大がみられない状況 | 遠隔授業等（講師は、自宅又は大学施設から実施） 【対面授業限定とした講座は対面で実施】 | 可 （最大限の感染措置を講じる） （入室は講座開始の10分前からとする） |
| 2 | 徳島県内では感染拡大が見られないが、近隣の府県（大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県）で感染が拡大している状況 | 遠隔授業等（講師は、自宅又は大学施設から実施） 【対面授業限定とした講座は休止】 | 不可 |
| 3 | ・徳島県内の新規感染者増加数が1日数人から10人程度で推移している状況、又は県内において感染の拡大の恐れがあると判断される状況 ・徳島大学の学生や教職員に感染者が発生し、キャンパス内に感染の恐れがある状況 | 遠隔授業等（学内講師は自宅又は大学施設から、学外講師は自宅から実施） 【対面授業限定とした講座は休止】 | |
| 4 | 徳島大学の学生や教職員に複数の感染者が発生し、かつ、感染拡大の可能性が高い、又は徳島県内で感染源が特定できない感染者が多発している状況 | 遠隔授業等（講師は自宅から実施） 【対面授業限定とした講座は休止】 | |
| 5 | 徳島県が緊急事態宣言の対象地域となり、かつ、徳島県知事より大学が休校要請されている状況 | | |

- (2) 講座の中止は、人と地域共創センター会議の議を経て決定する。ただし、令和3年2月末日時点で休止している講座は、人と地域共創センター会議の議を経ずに中止とする。
- (3) BCPレベルにかかわらず、徳島県に緊急事態宣言が発令されたときは、その翌日から遠隔授業等に変更（対面授業限定の講座は休止）する。

2 人と地域共創センターが実施する感染予防対策

- (1) 教職員（講師を含む。以下同じ。）の健康チェック
- (2) 教職員のマスク着用、手洗い・うがいの励行
- (3) 講義室の定期的な換気
- (4) 建物入口に手指消毒液の設置
- (5) ドアノブ・机・椅子を中心に手が触れる場所を消毒
- (6) 講義室収容定員見直しによる密集の回避

3 受講料の返金

- (1) 入金後に人と地域共創センターが講座の中止を決定した場合は、所定の額を返金する。ただし、令和3年3月1日以降に中止を決定した場合又は所定の額が1,000円未満である場合は返金しない。
- (2) 返金方法は、受講生が指定する銀行口座への振込による。
- (3) 遠隔授業の受講環境が整備できないことを理由にした返金の申出には応じない。

4 その他

- (1) 「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したZoom、ライブ配信システム等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態をいう。
- (2) 「所定の額」とは、当該講座受講料を講座回数で除した額に中止となった講座回数を乗じ、そこから振込手数料を減じた額をいう。
- (3) 受講生への講座の中止や実施方法変更についての連絡は、電子メール送信により行う。
- (4) 徳島県に非常事態宣言が発令中のときは、窓口での受講申込受付をしない。
- (5) 受講料入金方法は、現金書留又は銀行振込とする。
- (6) 保険料は、取扱いをしない。
- (7) 教材費は、受講生が直接講師に支払う。
- (8) とくしま健康寿命からだカレッジ（基礎課程）は、本方針に準じる。